

臨時又は非常勤の職員の給与に関する規則

〔平成 18 年 10 月 30 日〕
規則 第 8 号

臨時又は非常勤の職員の給与に関する規則(平成 7 年北但行政事務組合規則第 21 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、職員の給与に関する条例(平成 18 年北但行政事務組合条例第 7 号)において準用する豊岡市職員の給与に関する条例(平成 17 年豊岡市条例第 51 号)第 34 条の規定に基づき、臨時又は非常勤の職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与)

第 2 条 臨時又は非常勤の職員の給与は、次に掲げる額の範囲内で任命権者が定める。

- (1) 日額で支給する場合には、1 日につき 13,000 円
- (2) 月額で支給する場合には、1 月につき 350,000 円
- (3) 時間額で支給する場合には、1 時間につき 1,500 円

2 任命権者は、前項の規定にかかわらず、次に規定する給与を支給することができる。ただし、非常勤の職員については、第 2 号に規定する給与は、支給しない。

- (1) 通勤手当に相当する給与
- (2) 時間外勤務手当及び休日勤務手当に相当する給与
- (3) 期末手当に相当する給与

(その他)

第 3 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。